

消 防 危 第 48 号
令和 6 年 3 月 18 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」の一部改正について

製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについては、「製造所等において行われる変更工事の取扱いについて」（平成 14 年 3 月 29 日付け消防危第 49 号。以下「49 号通知」という。）により運用をお願いしているところです。

今般、移送取扱所において行われる変更工事のうち、軽微な変更として許可を要しないものの範囲の見直しを行う等下記のとおり 49 号通知の一部を改正しました。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 移送取扱所に関する改正

49 号通知 別添 第 3 具体的な例示（施設別事項）の移送取扱所において行われる変更工事について見直しを行い、別紙 1 のとおり改正する。

2 その他

- (1) 「資料の提出を要する軽微な変更工事」に関する資料の提出方法については、消防機関の窓口に出す方法以外にも、電子メール等を活用して提出できることを明確化する。
- (2) その他、所要の整備を実施する。

3 改正後の 49 号通知

別紙 2 のとおり

【問合せ先】

消防庁危険物保安室

担当：合庭、伊藤、嶋田
千葉、北中

TEL：03-5253-7524

Mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

第3 具体的な事例（施設別事項）

○：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

※下線部について、追加等を行うもの

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
50	移送取扱所	配管等		配管（地下配管を除く）				△	△		・道路、河川、海、又は第三者の敷地を通過する部分を除く ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
51	移送取扱所	配管等		配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等	△	△	△	○	○	○	・道路、河川、海、又は第三者の敷地を通過する部分を除く ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
52	移送取扱所	配管等		切替弁、制御弁等				○	○		
53	移送取扱所	制御装置 安全装置等	安全弁等	緊急遮断弁				△	○		
54	移送取扱所	機器等		ポンプ設備				△	△		・移送基地の構内に設置されるものに限る ・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
55	移送取扱所	機器等		ピグ取扱装置				△	○		
56	移送取扱所	機器等		感震装置				△	○		
57	移送取扱所	機器等		漏えい検知装置				△	○		
58	移送取扱所	その他設備 機器等		漏えい検知口				○	○		
59	移送取扱所	その他設備 機器等		船舶からの荷卸し、又は船舶への荷揚げに用いるローディングアームのカプラー		／	△	○	○	△	・ボルトにより取付け可能なもの
60	移送取扱所	その他設備 機器等		土盛り等漏えい拡散防止設備				○	○		
61	移送取扱所	その他設備 機器等		衝突防護設備				○	○		

第3 具体的な事例（施設別事項）

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）
- ／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・ 設備等	補足	名称	増 設	移 設	改 造	取 替	補 修	撤 去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
62	移送取扱所	その他設備 機器等		巡回監視車				○	○		

消 防 危 第 49 号
平成 14 年 3 月 29 日

改正 令和 6 年 3 月消防危第 48 号

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて

標記のことについては、「製造所等において行われる工事に係る変更許可等の取扱いについて」（昭和 61 年 12 月 26 日付け消防危第 121 号。以下「121 号通知」という。）による運用をお願いしているところです。

今般、「軽微な変更工事」とは、変更許可を要しない変更工事であることを明確にするとともに、121 号通知における「資料の提出を要しない軽微な変更工事」及び「資料の提出を要する軽微な変更工事」の趣旨を明確にしました。すなわち、「資料の提出を要しない軽微な変更工事」とは、軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないものであり、また、「資料の提出を要する軽微な変更工事」は、資料等による確認を要する変更工事であって、確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しないものとししました。

また、121 号通知別添について、変更工事の種類を細分化するとともに、軽微な変更として許可を要さないものの範囲の見直しを行いました。

これらを踏まえ、121 号通知の見直しを行い、下記のとおり製造所等において行われる変更工事の取扱いについて定めました。これに伴い 121 号通知は廃止します。つきましては、貴管内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

記

1 基本的事項

製造所等において、維持管理を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生じる場合において、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項本文後段の規定による許可を要しないものとして取り扱う範囲については明文の規定はないが、同条同項及び同条第 2 項の解釈上、法第 10 条第 4 項の位置、構

造及び設備の技術上の基準（以下単に「基準」という。）の内容と関係がない工事については、変更の許可を要しないものである。したがって、製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分（以下「非対象設備」という。）については、位置の基準並びに消火設備及び警報設備の基準以外の基準の適用はないので、非対象設備のみの変更が行われる場合において位置又は消火設備若しくは警報設備に変更を生じないものについては、変更の許可を要しないものであるが、危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分（以下「対象設備」という。）又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる工事については、基準の内容との関係により変更許可を要するかどうかについて判断する必要があることになるものである。

ただ、製造所等を構成する機器は相互に密接に関連しつつ一体として施設を構成しており、また、変更の内容もさまざまであることから、変更が行われる結果、基準の内容と関係が生じるかどうかは、すべて事前に明白であるわけではなく、他方、形式的には基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であるために保安上の問題が生じないものまで変更許可を要することとするのは、いたずらに申請者に負担をかけるだけで、事務の効率的な運用の観点からも適当ではない。したがって、変更工事については、当該変更工事が、基準の内容と関係が生じないもの若しくは保安上の問題を生じさせないものであることが明白である場合又は保安上形式的には基準の内容と関係が生じるが、保安上の問題を生じさせないものであることが資料等の確認により判断できる場合には、当該変更工事を「軽微な変更工事」として変更許可を要しないものとすることができるものとする。

2 具体的運用に関する事項

- (1) 工事の内容が極めて軽微であることから、基準の内容と関係が生じないこと、又は、保安上の問題を生じさせないことが明白であるものについては、資料等による確認を要することなく、「軽微な変更工事」として変更許可を要しないこととすることができるものとし、この場合においては、事後における資料等の提出も要しないものとする。
- (2) 基準の内容と関係が生じるかどうかについて確認する必要があるものについては、「確認を要する変更工事」として事前に工事の内容を資料等により確認することとしこの場合において、工事の内容が、基準の内容と関係が生じないものであること又は保安上の問題を生じさせないものであることが明らかになった場合は、「軽微な変更工事」として変更許可の手続を要しないこととすることができるものとする。

変更工事が、保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件をあらかじめ一律に定めることは困難であるが、一般的には、少なくとも次の要件を

満たす必要がある。

- ア 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。
- イ 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。
- ウ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。
- エ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

なお、この場合において資料等による確認を実施する範囲は、工事の内容を前記の観点から判断する上で必要な最小限のものとするよう配慮されたい。

- (3) 工事の形態により、変更許可を要する工事と(2)の「確認を要する変更工事」とが同時に行われる場合には、変更許可申請時に資料等による確認を実施して差し支えないものである。この場合、(2)の工事が軽微な変更工事となった場合には、当該工事に係る部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものである。
- (4) 製造所等において行われる変更工事に係る判断のフローは図1に示すとおりである。また、「軽微な変更工事」及び「確認を要する変更工事」に関する具体的な判断資料については、別添のとおりであるが、別添に掲げられていない工事であっても、変更の程度がこれらの例の何れかと類似又は同等であると認められるものについては、2(1)アからエの判断基準を参考に、同じ取扱いをして差し支えないものである。
- (5) 「資料の提出を要する軽微な変更工事」に関する資料の提出方法については、消防機関の窓口に提出する方法以外にも、電子メール等を活用して差し支えないこと。

3 火花を発する器具の使用に係る手続き

変更工事に伴い溶接溶断等火花を発する器具を使用する場合は、製造所等に係る火災等の災害防止のため、法第16条の5に規定する資料の提出に基づき、公示性のある市町村長等の規則等によって、その使用場所及び周囲の状況等に係る資料の提出を求めることが可能であること。

ただし、許可申請、法第11条第5項ただし書きの規定による申請又は市町村条例に定める届出等において、溶接溶断等火花を発する器具の使用場所等が確認できる場合は、申請者に負担とならないように、同様の届出を重複して求めることのないよう

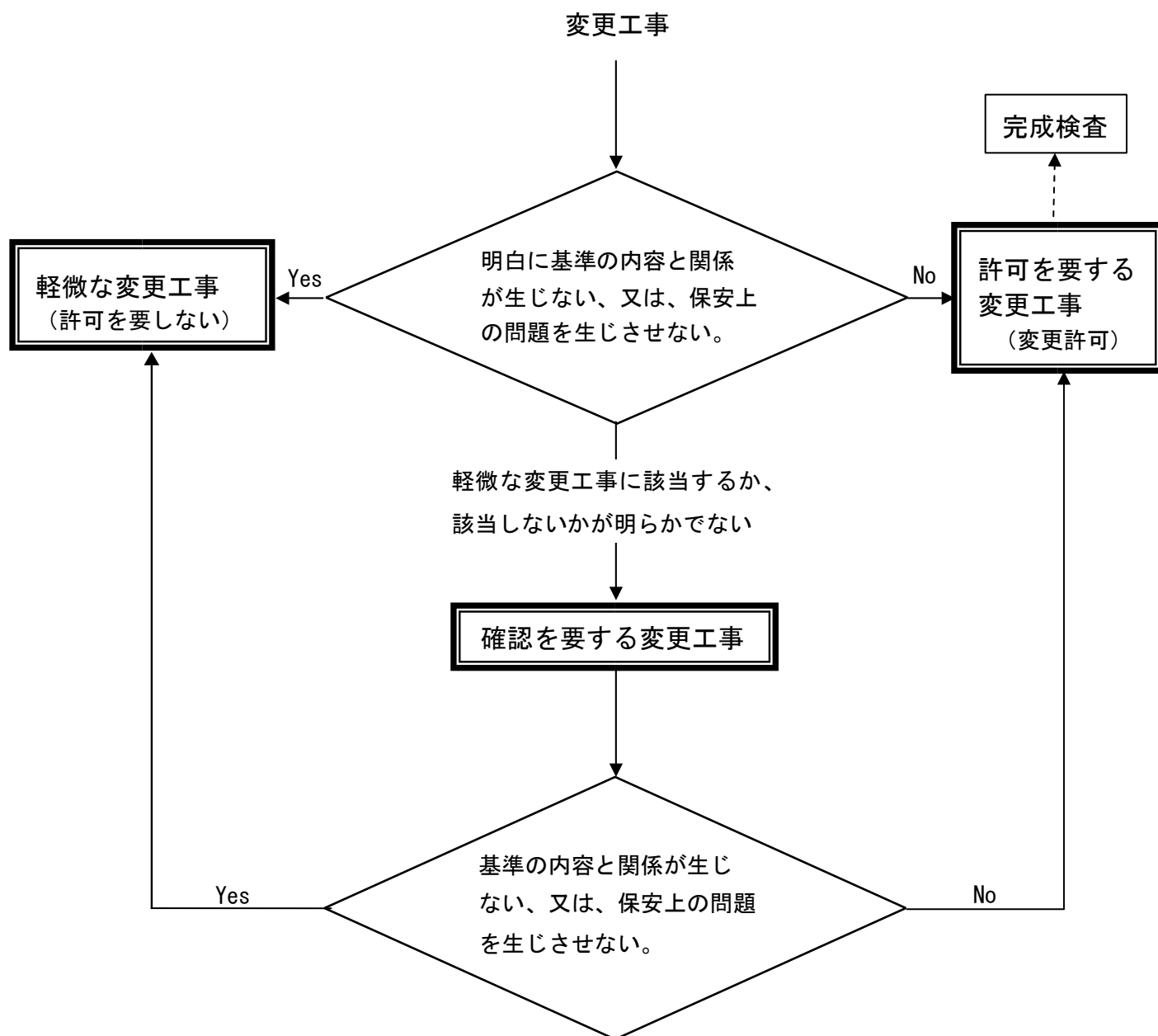
にすること。

4 その他

予防規程を定めなければならない製造所等において、「軽微な変更工事」を実施した場合は、危険物の規制に関する規則第 60 条の 2 第 1 項第 13 号の規定に従い、製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類又は図面に、実施日及び内容等を記録しておくこと。

なお、予防規程を定めなければならない製造所等から除かれるものにあっても、「軽微な変更工事」を実施した場合は、同様に明らかにしておくことが望ましいものであること。

図 1 製造所等において行われる変更工事に係る判断のフロー



別添

第1 定義

1 変更工事の区分

変更工事は、「取替」、「補修」、「撤去」、「増設」、「移設」及び「改造」に区分する。

2 取替等の定義

(1) 取替

製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。

(2) 補修

製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。

(3) 撤去

製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。

(4) 増設

製造所等に、新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。

(5) 移設

製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。

(6) 改造

現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。

第2 具体的な事例（共通事項）

○：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
1	建築物・工作物	建築物		屋根（キャノピー含む）、壁、柱、床、はり等					○	／	
2	建築物・工作物	建築物		防火上重要ではない間仕切り壁	△	△	△	○	○	△	・その他の壁の構造基準に変更がないこと ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと （ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く）
3	建築物・工作物	建築物		内装材				○	○	○	
4	建築物・工作物	建築物		防火設備				○	○		
5	建築物・工作物	建築物		ガラス、窓、窓枠				○	○		
6	建築物・工作物	建築物		階段				○	○		
7	建築物・工作物	工作物		保安距離、保有空地の代替措置の塀、隔壁					○		
8	建築物・工作物	工作物		架構					○		
9	建築物・工作物	工作物		配管・設備等の支柱、架台の耐火措置				△	○		・配管・設備の耐震計算等に変更がないこと ・耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと
10	建築物・工作物	工作物		歩廊、はしご				○	○		
11	建築物・工作物	工作物		植栽	△	△	△	○	○	○	・保有空地に係る基準に変更がないこと
12	タンク等	基礎等		犬走り、法面、コンクリートリング					△	／	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修

第2 具体的な事例（共通事項）

○：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
13	タンク等	基礎等		地下タンク上部スラブ					△	／	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修
14	タンク等	構造等		屋根支柱、ラフター、ガイドポール等					△	／	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
15	タンク等	構造等	耐火	屋外タンクの支柱の耐火措置				○	○		
16	タンク等	構造等		階段、はしご、手摺り等				△	○	／	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
17	タンク等	設備等		タンク元弁				○	○		
18	タンク等	設備等		通気管（地上部分に限る）				△	○	／	
19	タンク等	設備等	加熱装置	サクシオンヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気・温水等を用いたものを除く）				△	○		・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと ・加熱の状態、方法等に変更がないこと
20	タンク等	設備等	加熱装置	サクシオンヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気・温水等を用いるものに限る）				○	○		
21	タンク等	設備等		内面コーティング（屋外タンク貯蔵所を除く）	△	△	△	○	○	△	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと
22	タンク等	設備等		雨水浸入防止措置	○	○	○	○	○	○	
23	危険物設備等	配管等		配管（地下配管、移送取扱所を除く）				△	△	△	・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
24	危険物設備等	配管等		配管（地下配管、移送取扱所を除き、フランジで接続されるものに限る）				○	△	△	

第2 具体的な事例（共通事項）

○：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
25	危険物設備等	配管等		配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等（移送取扱所を除く）	△	△	△	○	○	○	・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
26	危険物設備等	配管等	配管加熱	配管の加熱装置（蒸気・温水等を用いたものに限る）				○	○		
27	危険物設備等	配管等	配管加熱	配管の加熱装置（蒸気・温水等を用いたものを除く）				△	○		・熱媒体となる物質に変更がないこと
28	危険物設備等	配管等		配管ピット、注入口ピット、地下配管接続部の点検ます				○	○		
29	危険物設備等	機器等		ポンプ設備（移送取扱所を除く）				△	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
30	危険物設備等	機器等		熱交換器				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
31	危険物設備等	機器等		熱交換器に附属する送風設備（電動機を除く）、散水設備等				○	○	／	
32	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁（移送取扱所を除く）				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
33	危険物設備等	機器等		攪拌装置（電動機を除く）				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
34	危険物設備等	機器等		炉材				○	○		
35	危険物設備等	機器等		反応器等の覗き窓ガラス（サイトグラス）				○	○		
36	危険物設備等	機器等		加熱・乾燥設備に附属する送風・集塵装置（電動機を除く）				○	○	△	・可燃性蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと

第2 具体的な事例（共通事項）

○：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・ 設備等	補足	名称	増 設	移 設	改 造	取 替	補 修	撤 去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
37	危険物施設等	機器等		波返し、とい、受け皿等飛散防止装置				○	○	△	・危険物のもれ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと
38	危険物施設等	機器等		ローディングアーム（移送取扱所を除く）				△	○	△	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
39	危険物施設等	機器等		ローラーコンベア等危険物輸送設備（電動機を除く）				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
40	危険物施設等	機器等		可燃性蒸気回収装置				△	○	△	・可燃性蒸気の回収に関する保安管理に変更がないこと
41	危険物施設等	機器等	保温 保冷	保温（冷）材（屋外タンク貯蔵所の本体に設置するものを除く）				○	○	△	・保温（冷）材の撤去により、危険物の温度変化による危険性が増さないこと
42	危険物施設等	機器等		排出設備（ダクト等を含む）				△	○		・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
43	危険物施設等	機器等		換気設備（ダクト等を含む）				○	○		
44	危険物施設等	機器等	防食	電気防食設備				○	○		
45	危険物施設等	制御装置 安全装置等	計装 機器	圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備	△	△	△	○	○	○	・危険物の取扱いに変更がないこと ・新たに配管又はタンクにノズルを設ける等変更がないこと
46	危険物施設等	制御装置 安全装置等	安全 弁等	安全弁、破裂板等安全装置				○	○		
47	危険物施設等	制御装置 安全装置等	計装 機器	温度、圧力、流量等の調整等を行う制御装置（駆動源、予備動力源を含む）				△	○		・危険物の取扱いに変更がないこと
48	危険物施設等	制御装置 安全装置等	安全 弁等	緊急遮断（放出）装置（安全弁等を除く）、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源、予備動力源、不活性ガス封入装置等含む）				△	○		・緊急停止等の制御条件に変更がないこと

第2 具体的な事例（共通事項）

○：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
49	危険物施設等	制御装置 安全装置等		地下タンクのマンホールプロテクター	△	△	△	△	○	△	・上部スラブの変更を伴わないこと
50	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤（仕切堤を含む）				／	△	／	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修 ・配管等の変更を伴わないこと
51	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤水抜弁	△	△	△	○	○	△	・水抜弁を複数にすること ・複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること ・防油堤の技術上の基準に抵触しないこと
52	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤水抜弁の開閉表示装置	△	△	△	○	○	△	・水抜弁の開閉表示を複数にすること ・複数の開閉表示のうち、撤去しても基準を満足すること
53	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの）				△	○		・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと
54	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの）	△	△	△	○	○	△	・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと
55	防油堤・排水設備等	排水溝等		排水溝、ためます、油分離槽、囲い等				△	○		
56	防油堤・排水設備等	排水溝等		危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面（地下タンクの上部スラブ除く）					○		
57	電気設備	電気設備		電気設備	△	△	△	○	○	△	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
58	電気設備	電気設備		静電気除去装置				○	○		
59	避雷設備	避雷設備		避雷設備				○	○		
60	消火設備・警報設備	消火設備		ポンプ、消火薬剤タンク				△	○		

第2 具体的な事例（共通事項）

○：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
61	消火設備・警報設備	消火設備		第一種から第三種消火設備（散水・水幕設備を含む）の配管、消火栓本体、泡チャンパー等の放出口（泡ヘッドを除く）等				△	○	／	
62	消火設備・警報設備	消火設備		第一種から第三種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等				○	○	／	
63	消火設備・警報設備	消火設備		第四種、第五種消火設備	△	△	△	○	○	／	・自主設置のもの
64	消火設備・警報設備	消火設備		消火薬剤				○	／	／	
65	消火設備・警報設備	警報設備		警報設備（自動火災報知設備の受信機、感知器を除く）	△	△	△	○	○		・警報区域に変更がないこと
66	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の受信機				○	○		
67	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の感知器				○	○		
68	その他	標識・掲示板		標識・掲示板	△	△	△	○	○	／	・自主的に増設するもの

第3 具体的な事例（施設別事項）

○：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
1	一般取扱所			ボイラー、炉等のバーナーノズル				○	○		
2	一般取扱所			塗装機噴霧ノズル、ホース等				○	○		
3	一般取扱所			運搬容器の充てん設備（固定注油設備）				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
4	一般取扱所			分析計（キュービクル内取付けを含む） 分析計の例：サルファー分析計、 ガスクロマトグラフィー等				○	○	○	
5	一般取扱所	その他設備 機器等		作業用広報設備（スピーカー）	○	○	○	○	○	○	
6	屋内貯蔵所			ラック式以外の棚				○	○	○	
7	屋内貯蔵所			ラック式の棚				△	○		・耐震計算等に変更がないこと
8	屋内貯蔵所			冷房装置等				△	○		・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
9	屋外タンク貯蔵所			認定品の可とう管継手				○	／	／	
10	屋外タンク貯蔵所			認定品以外の可とう管継手				△	／	／	・管径、経路の変更がないこと
11	屋外タンク貯蔵所			ローディングラダー				△	○	／	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
12	屋外タンク貯蔵所			ポンプターン					△		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと

第3 具体的な事例（施設別事項）

○：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
13	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根のウェザーシールド				○	○	／	
14	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根のシール材				△	○	／	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
15	屋外タンク貯蔵所			ルーフドレン				△	○	／	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
16	屋外タンク貯蔵所		保温 保冷	保温（冷）材				○	○		
17	屋外タンク貯蔵所			内面コーティング	△	△	△	△	○	△	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないこと ・タンク底部から漏えいを誘発するおそれのないこと
18	屋内タンク貯蔵所			流出危険物自動検知警報装置				○	○		
19	屋内タンク貯蔵所			出入口の敷居				○	○	／	
20	地下タンク貯蔵所			犬走り				／			
21	簡易タンク貯蔵所			固定金具				○	○	／	
22	移動タンク貯蔵所			底弁、底弁の手動・自動閉鎖装置					○	／	
23	移動タンク貯蔵所			マンホール、注入口のふた				○	○	／	
24	移動タンク貯蔵所			マンホール部の防熱・防塵カバー				○	○	／	

第3 具体的な事例（施設別事項）

○：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
25	移動タンク貯蔵所			品名数量表示板	○	△	○	○	○	／	・自主設置のもの
26	移動タンク貯蔵所			Ｕボルト				○	○	／	
27	移動タンク貯蔵所			可燃性蒸気回収ホース				○	○		
28	移動タンク貯蔵所			ノズル及び結合金具を含む注油ホース（積載式の移動タンク貯蔵所を除く）				○	○	／	
29	移動タンク貯蔵所			箱枠				△	△	／	・箱枠の溶接線補修 ・重量の増加によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
30	移動タンク貯蔵所	積載式		積載式の移動貯蔵タンクの追加	△	／	／	／	／	／	・ISO コンテナで国際海事機関が確認しているタンク ・タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重等に変更がないこと
31	屋外貯蔵所			周囲の棚				○	○	／	
32	屋外貯蔵所			ラック式の棚				△	○		・耐震計算等に変更がないこと
33	屋外貯蔵所			固体分離槽				△	○		
34	屋外貯蔵所			シート固着装置				○	○		
35	給油取扱所	工作物		防火塀				／	△		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修
36	給油取扱所	工作物		犬走り、アイランド等				／	△	／	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修

第3 具体的な事例（施設別事項）

○：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・ 設備等	補足	名称	増 設	移 設	改 造	取 替	補 修	撤 去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
37	給油取扱所	工作物		サインポール・看板等（電気設備）	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
38	給油取扱所	工作物		日よけ等（キャノピーを除く）	△	△	△	○	○	○	・上屋の面積に変更がないこと
39	給油取扱所	給油 機器等		給油量表示装置	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
40	給油取扱所	給油 機器等		カードリーダー等省力機器	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
41	給油取扱所	給油 機器等		通気管の可燃性蒸気回収装置				○	○	○	
42	給油取扱所	給油 機器等		タンクローリー用アースターミナル	△	△	△	○	○	△	
43	給油取扱所	給油 機器等		認定品の固定給油（注油）設備			△	○	○	△	・ホース長の変更がないこと
44	給油取扱所	その他設備 機器等		混合燃料油調合機、蒸気洗浄機、洗車機、オートリフト等				△	○	△	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
45	給油取扱所	その他設備 機器等		自動車の点検等に使用する機器等（オートリフト等を除く）	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
46	給油取扱所	その他設備 機器等		ショップを含むセールスルーム内の電気設備・給排水設備	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
47	給油取扱所	その他設備 機器等		セルフ給油取扱所の監視機器、放送機器、分電盤、照明器具				○	○		
48	販売取扱所	工作物		延焼防止用のそで壁、ひさし、垂れ壁				△	○		

第3 具体的な事例（施設別事項）

○：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）

／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
49	販売取扱所	その他設備 機器等		棚				○	○	○	
50	移送取扱所	配管等		配管（地下配管を除く）				△	△		・道路、河川、海、又は第三者の敷地を通過する部分を除く ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
51	移送取扱所	配管等		配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等			△	○	○	△	・道路、河川、海、又は第三者の敷地を通過する部分を除く ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
52	移送取扱所	配管等		切替弁、制御弁等				○	○		
53	移送取扱所	制御装置 安全装置等	安全 弁等	緊急遮断弁				△	○		
54	移送取扱所	機器等		ポンプ設備				△	△		・移送基地の構内に設置されるものに限る ・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
55	移送取扱所	機器等		ピグ取扱装置				△	○		
56	移送取扱所	機器等		感震装置				△	○		
57	移送取扱所	機器等		漏えい検知装置				△	○		
58	移送取扱所	その他設備 機器等		漏えい検知口				○	○		
59	移送取扱所	その他設備 機器等		船舶からの荷卸し、又は船舶への荷揚げに用いるローディングアームのカプラ		／	△	○	○	△	・ボルトにより取付け可能なもの
60	移送取扱所	その他設備 機器等		土盛り等漏えい拡散防止設備				○	○		

第3 具体的な事例（施設別事項）

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）
- ／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・ 設備等	補足	名称	増 設	移 設	改 造	取 替	補 修	撤 去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
61	移送取扱所	その他設備 機器等		衝突防護設備				○	○		
62	移送取扱所	その他設備 機器等		巡回監視車				○	○		

消 防 危 第 4 9 号
平成14年3月29日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物保安室長

製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて

標記のことについては、「製造所等において行われる工事に係る変更許可等の取扱いについて」(昭和61年12月26日付け消防危第121号。以下「121号通知」という。)による運用をお願いしているところです。

今般、「軽微な変更工事」とは、変更許可を要しない変更工事であることを明確にするとともに、121号通知における「資料の提出を要しない軽微な変更工事」及び「資料の提出を要する軽微な変更工事」の趣旨を明確にしました。すなわち、「資料の提出を要しない軽微な変更工事」とは、軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないものであり、また、「資料の提出を要する軽微な変更工事」は、資料等による確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もあるもの)であるとししました。

また、121号通知別添について、変更工事の種類を細分化するとともに、軽微な変更として許可を要さないものの範囲の見直しを行いました。

これらを踏まえ、121通知の見直しを行い、下記のとおり製造所等において行われる変更工事の取扱いについて決めました。これに伴い121号通知は廃止します。

つきましては、貴管内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

記

1 基本的事項

- (1) 製造所等において、維持管理を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生じる場合において、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第11条第1項本文後段の規定による許可を要しないものとして取り扱う範囲については明文の規定はないが、同条同項及び同条第2項の解釈上、法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準(以下単に「基準」という。)の内容と関係がない工事については、変

更の許可を要しないものである。したがって、製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分(以下「非対象設備」という。)については、位置の基準並びに消火設備及び警報設備の基準以外の基準の適用はないので、非対象設備のみの変更が行われる場合において位置又は消火設備若しくは警報設備に変更を生じないものについては、変更の許可を要しないものであるが、危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分(以下「対象設備」という。)又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる工事については、位置、構造及び設備の基準との関連により変更許可を要するかどうかについて判断する必要が生ずることになるものである。

- (2) ただ、製造所等を構成する機器は相互に密接に関連しつつ一体として施設を構成しており、また、変更の内容もさまざまであることから、変更が行われる結果基準の内容と関係が生じるかどうかは、すべて事前に明白であるわけではなく、他方、形式的には基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であるために保安上の問題が生じないものまで変更許可を要することとするのは、いたずらに申請者に負担をかけるだけで、事務の効率的な運用の観点からも適当ではない。したがって、変更工事については、その形態に応じ資料等による確認を実施し、若しくは、当該変更工事が、基準の内容と関係が生じないものであると判断できる場合又は形式的には基準の内容と関係が生じるが保安上の問題を生じさせないものであると判断できる場合又は資料の提出等をさせずに、当該変更工事を「軽微な変更工事」として変更許可を要しないものとすることができるものとする。

2 具体的運用に関する事項

- (1) 工事の内容が極めて軽微であることから、基準の内容と関係が生じないこと、又は、保安上の問題を生じさせないことが明白であるものについては、資料等による確認を要することなく、「軽微な変更工事」として変更許可を要しないこととすることができるものとし、この場合においては、事後における資料等の提出も要しないものとする。
- (2) 基準の内容と関係が生じるかどうかについて確認する必要があるものについては、「確認を要する変更工事」として事前に工事の内容を資料等により確認をすることとし、この場合において、工事の内容が、基準の内容と関係が生じないものであること又は保安上の問題を生じさせないものであることが明らかになった場合は、「軽微な変更工事」として変更許可の手続を要しないこととすることができるものとする。

変更工事が、保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件をあらかじめ一律に定めることは困難であるが、一般的には、少なくとも次の要件を満たす必要がある。

ア 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。

- イ 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。
- ウ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。
- エ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

なお、この場合において資料等による確認を実施する範囲は、工事の内容を前記の観点から判断する上で必要な最小限のものとするよう配慮されたい。

- (3) 工事の形態により、変更許可を要する工事と(2)の「確認を要する変更工事」とが同時に行われる場合には、変更許可申請時に資料等による確認を実施して差し支えないものである。この場合、(2)の工事が軽微な変更工事となった場合には、当該工事にかかる部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものである。
- (4) 製造所等において行われる変更工事に係る判断のフローは図 1 に示すとおりである。また、「軽微な変更工事」及び「確認を要する変更工事」に関する具体的な判断資料については、別添のとおりであるが、別添に掲げられていない工事であっても、変更の程度がこれらの例の何れかと類似又は同等であると認められるものについては、2 (1) アからエの判断基準を参考に、同じ取扱いをして差し支えないものである。

3 火花を発する器具の使用に係る手続き

変更工事に伴い溶接溶断等火花を発する器具を使用する場合は、製造所等に係る火災等の災害防止のため、法第16条の5に規定する資料の提出に基づき、公示性のある市町村長等の規則等によって、その使用場所及び周囲の状況等に係る資料の提出を求めることが可能であること。

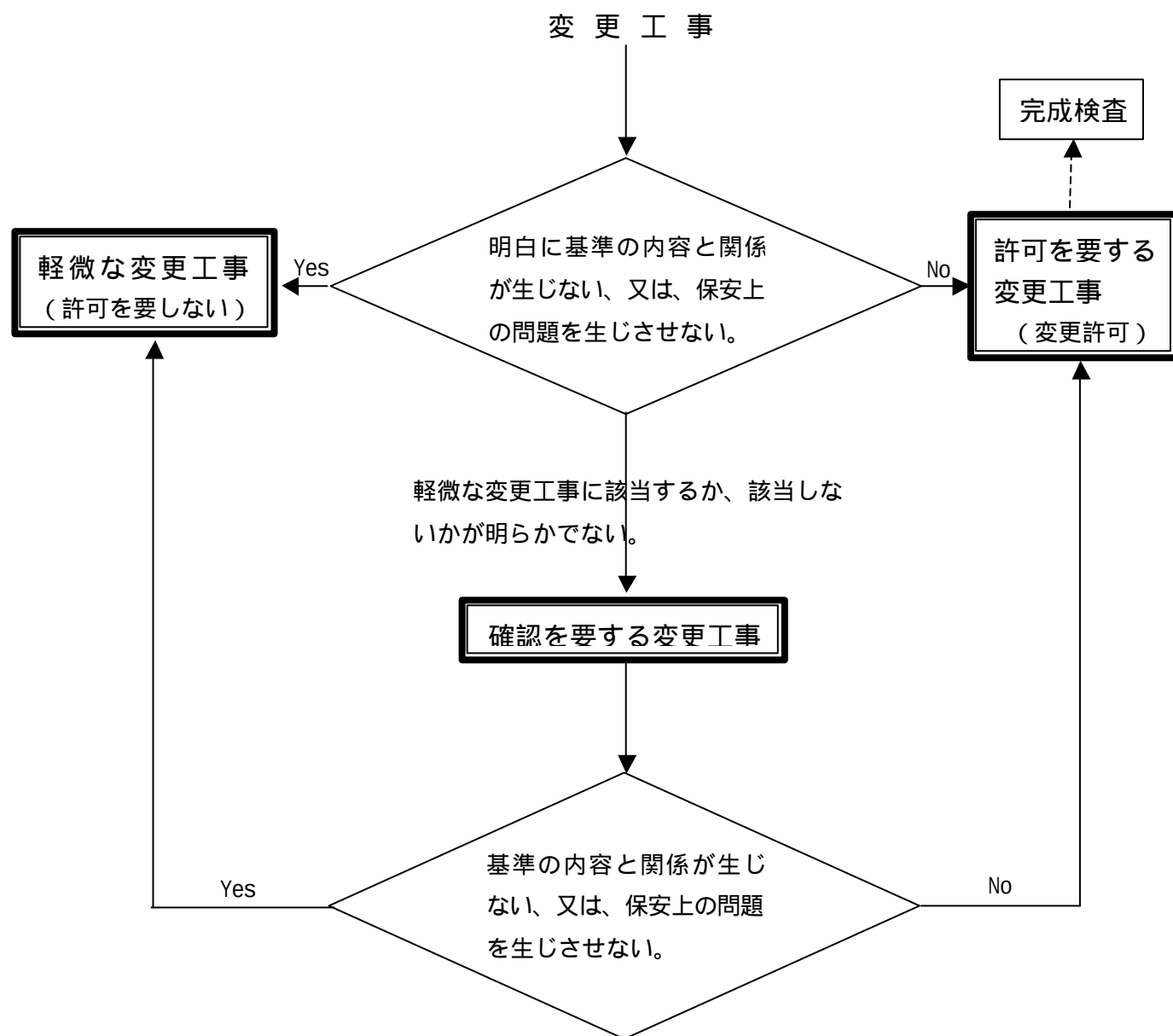
ただし、許可申請、法第11条第5項ただし書きの規定による申請又は市町村条例に定める届出等において、溶接溶断等火花を発する器具の使用場所等が確認できる場合は、申請者に負担とならないように、同様の届出を重複して求めることのないようにすること。

4 その他

予防規程を定めなければならない製造所等において、「軽微な変更工事」を実施した場合は、危険物の規制に関する規則第60条の2第1項第13号の規定に従い、製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類又は図面に、実施日及び内容等を記録しておくこと。

なお、予防規程を定めなければならない製造所等から除かれるものにあっても、「軽微な変更工事」を実施した場合は、同様に明らかにしておくことが望ましいものであること。

図1 製造所等において行われる変更工事に係る判断のフロー



別添

第 1 定義

1 変更工事の区分

変更工事は、「取替」、「補修」、「撤去」、「増設」、「移設」及び「改造」に区分する。

2 取替等の定義

(1) 取替

製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。

(2) 補修

製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。

(3) 撤去

製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。

(4) 増設

製造所等に、新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。

(5) 移設

製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。

(6) 改造

現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。

第2 具体的な例示 (共通事項)

- 軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
確認を要する変更工事 (確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)
- / 通常想定されない変更工事

	対象	構造 設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考 (とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
1	建築物・工作物	建築物		屋根 (キャノピーを含む。) 壁、柱、床、はり等					○	/	
2	建築物・工作物	建築物		防火上重要でない間仕切り壁				○	○		他の壁の構造基準に変更がないこと。 消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと (ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く。)
3	建築物・工作物	建築物		内装材				○	○	○	
4	建築物・工作物	建築物		防火設備				○	○		
5	建築物・工作物	建築物		ガラス・窓・窓枠				○	○		
6	建築物・工作物	建築物		階段				○	○		
7	建築物・工作物	工作物		保安距離・保有空地の代替措置の塀・隔壁					○		
8	建築物・工作物	工作物		架構					○		
9	建築物・工作物	工作物		配管・設備等の支柱・架台、耐火措置					○		配管・設備の耐震計算等に変更がないこと 耐火性能、耐火被服材料、施工方法に変更がないこと
10	建築物・工作物	工作物		歩廊・はしご				○	○		
11	建築物・工作物	保有空地		植栽				○	○	○	保有空地の係る基準に変更がないこと
12	タンク等	基礎等		犬走り・法面・コンクリートリング						/	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの

第2 具体的な例示 (共通事項)

- 軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
 確認を要する変更工事 (確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)
 / 通常想定されない変更工事

	対象	構造 設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考 (とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
13	タンク等	基礎等		地下タンク上部スラブ							・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
14	タンク等	構造等		屋根支柱・ラフター・ガイトポール等							・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
15	タンク等	構造等	耐火	屋外タンクの支柱の耐火措置				○	○		
16	タンク等	構造等		階段・はしご・手摺り等					○		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
17	タンク等	設備等		タンク元弁				○	○		
18	タンク等	設備等		通気管 (地上部分に限る。)					○		
19	タンク等	設備等	加熱装置	サクシヨヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等 (蒸気・温水等を用いたものを除く。)					○		管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと ・加熱の状態、方法等に変更がないこと
20	タンク等	設備等	加熱装置	サクシヨヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等 (蒸気・温水等を用いたものに限る。)				○	○		
21	タンク等	設備等		内面コーティング (屋外貯蔵タンクを除く。)				○	○		貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと
22	タンク等	設備等		雨水浸入防止措置	○	○	○	○	○	○	
23	危険物設備等	配管等		配管 (地下配管・移送取扱所を除く。)							管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと

第2 具体的な例示 (共通事項)

- 軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
確認を要する変更工事 (確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)
- / 通常想定されない変更工事

	対象	構造 設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考 (とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
24	危険物設備等	配管等		配管 (地下配管・移送取扱所を除き、フランジで接続されるものに限る。)				○			
25	危険物設備等	配管等		配管のベントノズル・ドレンノズル・サンプリングノズル等 (移送取扱所を除く。)				○	○	○	・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
28	危険物設備等	配管等	配管加熱	配管の加熱装置 (蒸気・温水等を用いたものに限る。)				○	○		
29	危険物設備等	配管等	配管加熱	配管の加熱装置 (蒸気・温水等を用いたものを除く。)					○		熱媒体となる物質に変更がないこと
30	危険物設備等	配管等		配管ピット・注入口ピット地下配管接合部の点検ます				○	○		
31	危険物設備等	移送取扱所 (施設別)		漏洩検知口				○	○		
32	危険物設備等	移送取扱所 (施設別)		漏洩検知装置					○		
33	危険物設備等	機器等		ポンプ設備 (移送取扱所を除く。)					○		・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
34	危険物設備等	機器等		熱交換器				○	○		・危険物の取扱いに変更がないこと
35	危険物設備等	機器等		熱交換器に附属する送風設備 (電動機を除く) 散水設備等				○	○		
36	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁 (移送取扱所を除く。)				○	○		・危険物の取扱いに変更がないこと
37	危険物設備等	機器等		攪拌装置 (電動機を除く。)				○	○		・危険物の取扱いに変更がないこと

第2 具体的な例示 (共通事項)

- 軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
 確認を要する変更工事 (確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)
- / 通常想定されない変更工事

	対象	構造 設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考 (とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
38	危険物設備等	機器等		炉材				○	○		
39	危険物設備等	機器等		反応器等の覗き窓ガラス (サイトグラス)				○	○		
40	危険物設備等	機器等		加熱・乾燥設備に附属する送風・集塵装置 (電動機を除く。)				○	○		・可燃性蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと
41	危険物設備等	機器等		波返し・とい・受け皿等飛散防止装置				○	○		・危険物のもれ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと
42	危険物設備等	機器等		ローディングアーム・アンローディングアーム (移送取扱所を除く。)					○		・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
43	危険物設備等	機器等		ローラーコンベア等危険物輸送設備 (電動機を除く。)				○	○		・危険物の取扱いに変更がないこと
44	危険物設備等	機器等		可燃性ガス回収装置					○		・可燃性ガス回収の保安管理に変更がないこと
45	危険物設備等	機器等	保温	保温 (冷) 材 (屋外タンク貯蔵所の本体に係るものを除く。)				○	○		・保温 (冷) 材の撤去により、危険物の温度変化による危険性を増さないこと
46	危険物設備等	機器等		排出設備 (ダクト等を含む。)					○		・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
47	危険物設備等	機器等		換気設備 (ダクト等を含む。)				○	○		
48	危険物設備等	機器等	防食	電気防食設備				○	○		
49	危険物設備等	制御装置・安全装置等	計装機器	圧力計・温度計・液面計等現場指示型計装設備				○	○	○	・危険物の取扱いに変更がないこと 新たに配管又はタンクにノズルを設ける等変更がないこと

第2 具体的な例示 (共通事項)

- 軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
確認を要する変更工事 (確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)
- / 通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考 (とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
50	危険物設備等	制御装置・安全装置等	安全弁等	安全弁・破裂板等安全装置				○	○		
51	危険物設備等	制御装置・安全装置等	計装機器	温度・圧力・流量等の調整等を行う制御装置 (駆動源・予備動力源を含む。)					○		・危険物の取扱いに変更がないこと
52	危険物設備等	制御装置・安全装置等	安全弁等	緊急遮断 (放出) 装置 (安全弁等を除く。) 反応停止剤供給装置等の緊急停止装置 (駆動源・予備動力源・不活性ガス封入装置等を含む。)					○		・緊急停止等に係る制御条件に変更がないこと
53	危険物設備等	制御装置・安全装置等		地下タンクのマンホールプロテクター					○		・上部スラブの変更を伴わないこと
54	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤 (仕切堤を含む。)							・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの ・配管等の変更を伴わないこと
55	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤水抜弁				○	○		・水抜弁を複数にすること ・複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること ・防油堤の技術上の基準に抵触しないこと
56	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤水抜弁の開閉表示装置				○	○		・水抜弁の開閉表示を複数にすること ・複数の開閉表示のうち、撤去しても基準を満足すること
57	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤の階段 (防油堤と一体構造のもの。)					○		防油堤の基礎等の変更を伴わないこと 規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと
58	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤の階段 (防油堤と一体構造でないもの。)				○	○		防油堤の基礎等の変更を伴わないこと 規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと
59	防油堤・排水設備等	排水溝等		排水溝・ためます・油分離槽・囲い等					○		
60	防油堤・排水設備等	排水溝等		危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面 (地下タンクの上部スラブを除く。)					○		

第2 具体的な例示 (共通事項)

- 軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
 確認を要する変更工事 (確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)
- / 通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考 (とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
61	電気設備	電気設備		電気設備				○	○		・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
62	避雷設備	避雷設備		避雷設備				○	○		
63	電気設備	電気設備		静電気除去装置				○	○		
64	消火設備・警報設備	消火設備		ポンプ・消火薬剤タンク					○		
65	消火設備・警報設備	消火設備		1～3種消火設備 (散水・水幕設備を含む。)の配管・消火栓本体・泡チャンパー等の放出口等 (泡ヘッドを除く。)					○		
66	消火設備・警報設備	消火設備		1～3種の消火設備の弁・ストレーナー・圧力計等				○	○		
67	消火設備・警報設備	消火設備		4・5種消火設備				○	○		・自主設置に係るもの
68	消火設備・警報設備	消火設備		消火薬剤				○			
69	消火設備・警報設備	警報設備		警報設備 (自動火災報知設備の受信機・感知器を除く。)				○	○		・警戒区域に変更がないこと
70	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の受信機				○	○		
71	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の感知器				○	○		
72	その他	標識・掲示板		標識・掲示板				○	○		・自主的に増設するもの

第3 具体的な例示(施設別事項)

- 軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
 確認を要する変更工事 (確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)
- / 通常想定されない変更工事

	対象	構造 設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
73	一般取扱所			ボイラー 炉等のバーナー ノズル				○	○		
74	一般取扱所			塗装機噴霧 ノズル ・ホース等				○	○		
75	一般取扱所			運搬容器の充てん設備 (固定注油設備)				○	○		・危険物の取扱いに変更がないこと
76	一般取扱所			分析計(キュービクル内取付を含む。)[分析計(例)サルファー分析計・ガスクロマトグラフィ等]				○	○	○	
117	一般取扱所	その他設備 機器等		作業用広報設備 (スピーカー)	○	○	○	○	○	○	
77	屋内貯蔵所			ラック式以外の棚				○	○	○	
78	屋内貯蔵所			ラック式棚					○		・耐震計算等に変更がないこと
79	屋内貯蔵所			冷房装置等					○		・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
26	屋外タンク貯蔵所			可とう管継手 (認定品)				○			
27	屋外タンク貯蔵所			可とう管継手 (認定品以外)							・管径、経路の変更がないこと
80	屋外タンク貯蔵所			ローリングラダー (浮き屋根に設ける設備)					○		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
81	屋外タンク貯蔵所			ボンツーン							・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと

第3 具体的な例示(施設別事項)

- 軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)
- / 通常想定されない変更工事

	対象	構造 設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
82	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根のウェザーシールド(浮き屋根に設ける設備)				○	○	/	
83	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根のシール材(浮き屋根に設ける設備)					○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
84	屋外タンク貯蔵所			ルーフドレン(浮き屋根に設ける設備)					○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
85	屋外タンク貯蔵所		保温	保温(冷)材				○	○		
86	屋内タンク貯蔵所			流出危険物自動検知警報装置				○	○		
87	地下タンク貯蔵所			犬走り				/			
88	屋外タンク貯蔵所			コーティング					○		・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンク底部からの漏えいを誘発するおそれのないこと
89	屋内タンク貯蔵所			出入口の敷居				○	○	/	
90	簡易タンク貯蔵所			固定金具				○	○	/	
91	移動タンク貯蔵所			底弁、底弁の手動・自動閉鎖装置					○	/	
92	移動タンク貯蔵所			マンホール・注入口のふた				○	○	/	
93	移動タンク貯蔵所			マンホール部の防熱・防塵カバー				○	○	/	

第3 具体的な例示(施設別事項)

- 軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)
- / 通常想定されない変更工事

	対象	構造 設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
94	移動タンク貯蔵所			品名数量表示板	○		○	○	○	/	・自主的に設置するもの
95	移動タンク貯蔵所			Uボルト				○	○	/	
96	移動タンク貯蔵所			可燃性蒸気回収ホース				○	○		
97	移動タンク貯蔵所			注油ホース(ノズル及び結合金具を含む。)(積載式以外)				○	○	/	
98	移動タンク貯蔵所			箱枠						/	・箱枠の溶接線補修であること ・重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
99	移動タンク貯蔵所	積載式		積載式の移動貯蔵タンクの追加		/	/	/	/	/	・ISOコンテナで国際海事機関が確認しているタンク ・タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
100	屋外貯蔵所			周囲の柵				○	○	/	
101	屋外貯蔵所			ラック式棚					○		耐震計算等に変更がないこと
102	屋外貯蔵所			固体分離槽					○		
103	屋外貯蔵所			シート固着装置				○	○		
104	給油取扱所	工作物等		防火堀				/			・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
105	給油取扱所	工作物等		犬走り、アイラント等				/		/	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの

第3 具体的な例示(施設別事項)

- 軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
 確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)
- / 通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
106	給油取扱所	工作物等		サインポール・看板等(電気設備)				○	○	○	・可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
107	給油取扱所	工作物等		日除け等(キャノピーを除く。)				○	○	○	・上屋の面積に変更のないこと
108	給油取扱所	給油機器等		給油量表示装置				○	○	○	・可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
109	給油取扱所	給油機器等		カードリーダー等省力機器				○	○	○	・可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
110	給油取扱所	給油機器等		通気管のガス回収装置				○	○	○	
111	給油取扱所	給油機器等		タンクローリー用アースターミナル				○	○		
112	給油取扱所	給油機器等		固定給油(注油)設備(認定品に限る。)				○	○		・ホース長の変更がないこと
113	給油取扱所	その他設備機器等		混合燃料油調合機・蒸気洗浄機・洗車機・オートリフト等					○		・可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
114	給油取扱所	その他設備機器等		自動車の点検等に使用する機器等(オートリフト等を除く。)				○	○	○	・可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
115	給油取扱所	その他設備機器等		セールスルーム(含むショップ)内の電気設備・給排水設備				○	○	○	・可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
116	移送取扱所	その他設備機器等		セルフ給油所の監視機器・放送機器・分電盤・照明器具				○	○		
118	販売取扱所	その他設備機器等		延焼防止用のそで壁・ひさし・垂れ壁					○		

第3 具体的な例示(施設別事項)

- 軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)
- / 通常想定されない変更工事

	対象	構造 設備 等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(とされているものについて、軽微な変更工事となる 場合の確認事項の例)
119	販売取扱所	その他設備 機器等		棚				○	○	○	
120	移送取扱所	その他設備 機器等		土盛り等漏えい拡散防止設備				○	○		
121	移送取扱所	その他設備 機器等		衝突防護設備				○	○		
122	移送取扱所	その他設備 機器等		ポンプ設備							
123	移送取扱所	その他設備 機器等		切替弁・制御弁等				○	○		
124	移送取扱所	その他設備 機器等		緊急遮断弁					○		
125	移送取扱所	その他設備 機器等		ピグ取扱装置					○		
126	移送取扱所	その他設備 機器等		感震装置					○		
127	移送取扱所	その他設備 機器等		船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いる ローディングアーム先端のカブラー		/		○	○		ボルトにより取付可能なもの
128	移送取扱所	その他設備 機器等		巡回監視車				○	○		